

エミール

平成18年6月20日
四季報（通巻第9号）

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5666

現場主義を考える

児童相談センター所長 上廣 正男

『現場主義とは、市場の需要に近い「現場」に企画の決定権を持たせることであり、市場から遠い企画立案の部門では、市場の多様な需要を的確に把握することはできない。』（神野直彦著「希望の島への改革」から）

国においても何か新しいことを始めるに当たって、現場の第一線で活躍している人たちを集め、検討会又は研究会なるものを立ち上げ、報告書という形で地方に情報を発信するという手法がとられているように思います。

地方分権といわれてから久しいですが、施策の知恵は地方（現場）にあることが分かってきたのではないかと推測します。

児童相談所に関するものでも、平成18年2月に公表された「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」また平成18年4月に公表された「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会報告書」があります。

これらの報告書を‘国が作成したもの’という視点で捉えずに、関係者が内容を熟読し、日々の業務のなかで、報告書に記述されていることが役に立つものかどうかを、現場感覚で点検する作業が必要だと思います。

特に、後者の報告書は、児童福祉法が改正され、児童家庭相談の第一義的役割を市町村が担うことになったことを受けての、児童家庭相談体制のあり方をまとめたものです。

今回の法改正は、児童家庭相談を一手に引き受け、業務の困難さを担いながらも、児童問題に関する唯一の行政機関として、誇りを持って業務に携わってきた児童相談所職員にとっては、自らのアイデンティティを揺るがすことではないかと思えます。

そこで、児童相談センターに「児童相談所の将来（あす）を考える検討会」を立ち上げ全職員に検討会への参加を呼びかけたところ、十数名の参加申し込みがありました。

これから、この職員を中心に精力的に議論を重ねていき、まさに現場から色々な企画案を発信したいと思えます。

さらに、児童自立支援施設「国児学園」においても、報告書を受けてWGで検討を始めるということです。

時代は急速に流れています。日々の業務の忙しさに流されて、傍観者ではられないときだと思えます。

現場主義を活かしていくのは、現場で日夜、児童家庭相談を受けて苦悩している一人ひとりの職員の日々の気づきにあると思えます。

全庁的に「気づき」を生かした県政運営の取組がなされようとしています。

他から指示されたからというのではなく、職員自らが顧客満足度、職員満足度向上のため、「気づき」を生かして、現場主義を着実に進めていきたいと考えています。

虐待を受けた子どもたちに ～児童心理司としてできること～

家庭自立支援室長 久保 正

今年の4月から児童相談センター家庭自立支援室に勤務させてもらい、中勢児童相談所の一時保護所で、あるいは待合室で大勢の子どもたちに出会う機会が増えました。

多くの子どもたちはそこで心理職の職員と出会い、「遊技療法」という名の遊び（心理療法）の中である定められた時間を共に過ごすわけです。

子どもは、そういった時間をどのように受け止め、そこにどんな意味を見いだしているのであろうかと時々考えることがあります。

もし、セラピューティックなアプローチで子どもの内面に分け入り、治療的な働きかけをするのであれば、なぜここでセラピストと遊ばなければならないのかを知らせておく必要があります。つまり、言い換えると私たちは子どもに対して遊びを通して「心地よい居場所」と「安心感」が提供でき、何か困りごとを助けられることを伝えていくことが、子どもへの説明責任を果たすうえからも、また心理療法を効果あるものにするために重要ではないかと思っています。

心理療法場面では、たとえ1週間に1時間の枠であっても、現実ではない空間を作り、子どもはそこでセラピストとの交流を通して「信頼関係」を経験していきます。そしてそこで「我慢しなくてもよい世界」「抑圧しなくてもよい感情」を体験してもらうこととなります。

子ども自身がセラピーという非日常との境界のギャップを感じ取り、そのとまどいを統合していくことが、まさしく子どもを自立へと導くのであらうと思えます。

私たち心理職にある者は、子ども自身の満ち足りた生活を支えるためのガイド役になることだと思えます。しかし、一方で子どもの生活は（大げさに言えば生き方という事ですが）、子ども自身のものであるので、たとえ善意であっても押しつけであってはよくないと思えます。

私が考えます児童臨床における福祉サービスとは、子どもの希望やニーズを的確に読み取り、その上にたって適切なサービスを提供するものでなくてはならないし、我々の持つ心理技術は、こういった面においても力を発揮することが、今後ますます期待されていくであらうと思えます。

初心に戻ろう

一時保護室長 永井憲一

この4月より児童相談センター（中勢児童相談所・一時保護所）に勤務することになりました。たぶん、この職場が最後の勤務になるのですが、大学を出て、最初に勤めたのが中勢児童相談所の前身であり、当時県庁近くにあった中央児童相談所でした。この間、5回児童相談所に勤務していますが、中勢（中央）児童相談所の勤務はなく、また一時保護所勤務も今回初めてで、保護している子どもたちのパワーに圧倒されまいと奮闘している次第です。（デスクワークの時間が長いという陰の声がかかっていますが…。）

さて、一時保護には3つの機能があります。1つめは「緊急保護」、2つめは「行動観察」、3つめは「短期入所指導」です。しかしながら、社会状況、とりわけ子どもたちを取り巻く環境を反映して、その果たす機能も変動しています。校内暴力をはじめとする非行児童や登校拒否児童の問題がクローズアップされ、その対応、問題解決の相談が児童相談所に求められた時代には、一時保護所は「行動観察」、「短期入所指導」の機能を発揮し、その役割を果たしてきました。もちろん、現在は、深刻な社会的問題となっている児童虐待問題への対応が、児童相談所の大きな責務になっており、一時保護所に求められている機能は、なんと言っても「緊急保護」にあります。しかしながら、児童虐待の通告があり、緊急に保護された子どもたちは、その生育環境から様々な問題を抱えており、24時間の生活を通して、抱えている問題を把握する「行動観察」機能も重視して一時保護を行っています。

児童相談所は、基本的機能である相談機能（相談、診断を通して子どもの援助を行う機能）、措置機能（主として施設に入所させる機能）、一時保護機能、そして、児童福祉法の改正により新たに加わった市町村援助機能を駆使し、児童相談業務を遂行しています。児童相談機関としては、市町村をはじめ民間の相談機関がありますが、措置機能、一時保護機能を固有する相談機関は児童相談所だけであり、その存在、果たす役割はますます大きくなるのではないかと考えています。

大上段に構えて一時保護所「論」を書きましたが、この4月に赴任して思っていることは、大学を出て初めて児童相談所に勤務した頃を思い起こし、「初心に戻ろう」ということです。あのころの新鮮な気持ちやチャレンジする姿勢は残念ですが後退しています。しかしながら、職場の先輩、上司が語る児童虐待問題の話に、真剣に耳を傾けていた自分を思い出しています。児相経験だけを前押しすることなく、一時保護所の勤務は「初めて」であり、職場の皆さんの意見、話にきちっと耳を傾け、この1年を臨みたいと秘かに決意をしている今日この頃です。

北勢児童相談所の里親支援の取り組み ～本読み会、里親サロン～

北勢児童相談所においては、定期的に里親さんや職員の勉強のため「本読み会」を行い、その後はサロンとして意見、情報交換の場を持っています。今回は、5月11日に行われた愛着障害に関する本読み会、サロンの様子をお知らせします。

＜会議録から抜粋＞

◎本読み会のポイント

- ・ 愛着障害には大きく分けて3つの原因があると考えられています。
 - ① 生まれる前の原因：出産前の母がアルコールの多飲や薬物飲用しているケースでは、子どもの脳の発達に障害が起こりやすい。また、親が行方不明になったり、死亡したりした場合は、出生前の原因についてはわからないこともある。
 - ② 生まれた後の原因：子どもの長期入院、母親の長期入院や失踪、精神的に不安定であることにより、子どもと親との愛着関係が結べないことによるもの。
 - ③ 子育ての不適切なものによる原因：ネグレクトや身体的虐待などが原因となるもの。専門里親による養育が必要となるケースである。

◎里親サロンでの意見交換

- ・ 愛着障害の本読み会に参加して子育て期を思い返すと、(里子の養育を終えて何年にもなるが) 思い当たることがある。
- ・ 本読み会に参加できていない里親のなかには、愛着障害や赤ちゃん返りには、こんなことがあるというようなことについて知らない人も多いのではないか。委託前の里親向けの教育の機会が必要だと思う。
- ・ 新規登録の里親向けに1, 2日間の研修をやってみてはどうか。また、里親認定式の機会を利用して、養育に関する概略などの説明会をやってみてはどうか。
- ・ 勉強会をやるときに施設見学を取り入れてもよいのではないか。里親が児童相談所に足を運びやすくなる工夫が必要だと思う。
- ・ 里親委託になる子どもは、多かれ少なかれ愛着障害があるのではないか。
- ・ 子どもは、歯磨きができた、服を自分で着られるようになった、字を書けるようになったというような、一つひとつの行動を誉めて育てるのがよいと思う。
- ・ 希望の家がエスペランス四日市に変わってよかったのではないか。官から民に変わって、度重なる職員の異動がなくなるのではと思う。施設で暮らす子どもにとって、担当職員が次々変わることは、養育上いい影響があるとは思えないし、親が次々に変わることはありえないと考えられるから。

平成17年度「MY TREE ペアレンツ プログラム」を終えて

総務・企画調整室 森本 良一

当センターでは、平成17年度に市民活動団体「エンパワメント みえ」と協働し、「MY TREE ペアレンツ プログラム」を実施しました。初めての取り組みで、紆余曲折や試行錯誤の繰り返しでありましたが、無事6名の方が修了されました。

昨日、プログラム終了6か月後のリユニオン（同窓会）を行いましたところ、予後も良好であることがうかがえ、あらためてプログラムの有効性を確認したところです。

平成18年度も実施を予定しており、皆様にもプログラムを理解いただくとともに、対象となると思われる方には勧奨いただきたく、概要等についてご案内します。

1 プログラムの概要

このプログラムは、子育てに困難さを感じている親、子どもに体罰を行ってしまう親、子どもの心と体にダメージを与えてしまっていると感じている親のための「回復支援プログラム」です。

森田ゆり氏（エンパワメント・センター主宰）によって開発され、試行実践を重ねた後、2003年に近畿圏でプログラムがスタートしています。平成17年度には、5グループ（三重県を含む。）で実施され、約40名が修了しています。

(1) プログラムの目的

参加者がセルフケアと問題解決力をつけることにより、子どもへのかかわり方を改善することです。つまり、自分と子どもの存在の大切さへの気づきを深めながら、子どもを力づくで思い通りにしようとする習慣を変えていけるようにすることを目的としています。

(2) プログラムの構成

概ね10人以下の小グループ（クローズド固定メンバー）で、全15回のプログラムを段階的に積み重ねていくものです。毎回2時間のグループミーティングの後、30分程度の個別フォロータイムを持っています。

三重県の場合は、9月から毎週木曜日の午後に行いました。

(3) 参加者への配慮

参加者は、「マイツリーネーム」というプログラム用の名前を使用し、個人名を明かさなくても構いません。また、託児を行い参加しやすい工夫をしています。

2 プログラム修了者の声

『「子どもをほめるとつけあがる」という思いがあったが、‘自分をほめる’ことを学び、ほめられると気持ちがよく、やる気がわいてきた。子どもも同じ気持ちになるのかと思ったら、ほめることが苦でなくなった。今まで当たり前のこととして見過ごしていたことも、ほめることができるようになった。』

3 平成18年度の予定

平成17年度同様に9月から毎週木曜日の午後を予定しています。場所は津市内です。

紀州児童相談所に赴任して

紀州児童相談所長 上村 文子

平成18年4月3日（月）朝、桜の花を愉しみながら国道42号線を南下し職場に到着しました。

職場は県尾鷲庁舎1階北側にあり、事務室、相談室4室、プレイルームが並んでいます。職員は常勤職員5名、非常勤職員1名の6名と小さな所帯です。所帯が小さい分、情報の共有、意思疎通はスムーズでいわゆる風通しがよく、暖かい雰囲気のある職場です。

赴任以来、早2ヶ月が経ち、こどもの福祉を最優先に考えて、昼夜を問わず全力で業務に励んでいる職員の姿に、ケースに取り組む意気込みの強さを実感しています。

私事ですが、紀州児童相談所での勤務は2度目になります。〇〇年前のまだ若かりし頃に、児童相談所業務を一から学ばせていただいた場所でもあります。しかしながら、当時の児童相談所業務とは様相が変わったという印象があります。虐待防止法が施行され、“児童虐待”という言葉が社会現象のように取りざたされています。東紀州管内の児童人口は、約15,000人と県内の他の児童相談所と比較すると少人数ではあるのですが、養護相談の件数は最近3年間の統計をみると増加の傾向にあり、養護相談のうち43%が虐待の疑われる相談となっています。虐待が疑われる相談の電話が入ると、狭い事務所に緊張が走ります。関係機関と連絡をとりながら、担当職員が児童の安全確認のため現地に赴きます。こうした緊迫した緊張感は、かつてにはない体験です。

児童相談所への私の転勤を知った友人らから、口を揃えて「児童相談所！ 今行ったら大変じゃない？」とのことばをいただきました。それだけ児童相談所への関心が高く、大変な職場という認識が広まっているといえるのでしょう。

自分自身の職歴の中で、大変だからこそ味わえる充実感、よろこびのあることを何度も経験しているので、〈甘い〉と諸先輩方から言われるかも知れませんが、私どもが関わることで、この仕事をしていてよかったと思えるケースに出会えることを期待して、業務にたずさわっていきたいと考えています。

この2ヶ月間を地域の関係機関の方々、事務所職員に支えられ無事に終えることができたことを感謝し、すこしでも早く、新しい児童相談所業務に慣れ、追いつけるよう励んで参りたいと思いますので、引き続きご協力、ご指導いただきますようお願いいたします。

今年度から、紀南県民センター（旧紀南県民局）での駐在が廃止となり、紀南地域の市町の皆様にはご不便をおかけしていると思いますが、巡回相談などを積極的にご活用いただきご理解いただきますよう合わせてお願いいたします。

児童相談所に転任して

中勢児童相談所 大井 茂

平成18年4月に児童相談所へ転任してきてから、2か月近く経過しました。この間、新任研修を受けたり、実際に相談業務に従事したりしています。

相談業務に従事するときは、とても慎重になるところがあり、正直どのように対応すればよいのか困惑することがあります。相談業務のときには、職場の同僚がついてくれるので、いろいろと勉強させてもらっているのですが、今のところ自分自身あまり身につけていない感じがします。その場の雰囲気を読めずに対応してしまい、後悔することばかりです。業務に慣れるまでに時間がかかってしまいそうです。

以前、生活保護の現業員（ケースワーカー）に従事したことがあり、児童相談所の職員も交えてケース検討会議をしたり、生活保護ケースの同行訪問をしてもらったりしたことがあります。そのとき、いろいろとケースに関してご協力いただき、助けてもらいました。

当時を振り返ると、児童相談所はすごく難しい仕事をされているなという印象があり、自分の能力から、まさか自分が児童相談所に配属されるなどとは夢にも思いませんでした。

また、今回の転勤で福祉の分野はとても広く、いろんな仕事があるものだと初めて実感しました。

生活保護の業務では、経済的な問題が中心であるため、一定の制約がありそれに当てはまらない場合には対象とはなっていないことがあります。児童相談の業務では即、対象外と言い切れる場合が少ないものと考えます。

相談業務は、繰り返しになります。ほんとうに慎重になってしまいます。利用者様との信頼関係を築いていないうちから関わりを持つわけで、そのときに利用者様との間で意思の疎通が図られなければそれ以上すすまない場合もあります。

相談内容も単純ではなく、様々な問題が複雑にからみ合っていて解決するのが困難になってきています。

援助技術の理論とか面接の技法とかありますが、なかなか理論や技術どおりにはいかないことが多くあります。

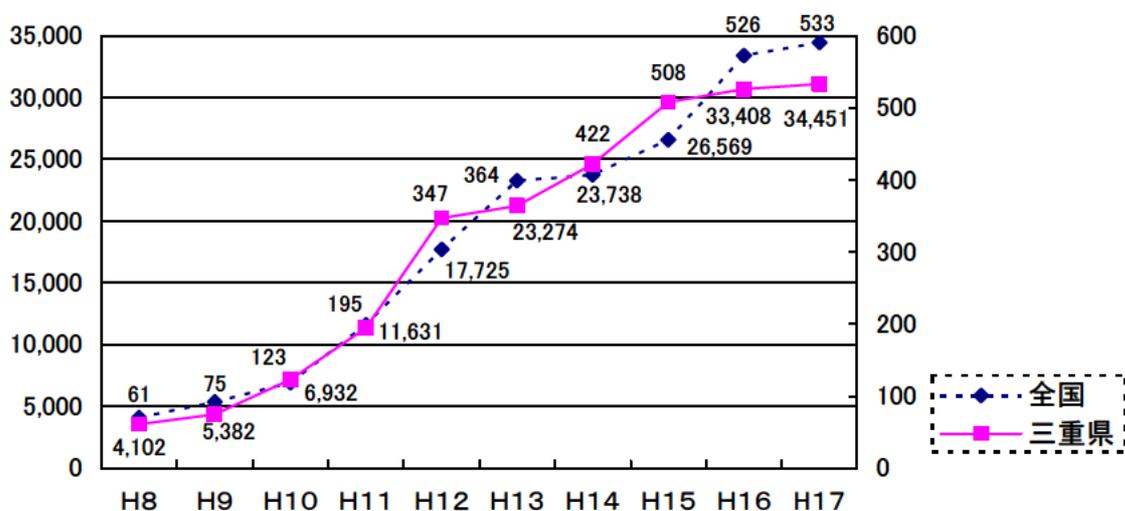
でもやはり基本を学んだうえでないと、うまく仕事はできないだろうと思います。

今の私では、技術面などの裏づけされたものもなく、地道に経験を積み重ねながらいろいろと勉強していきたくと思っています。

あと、気持ちの面でも逃げることなく、誠意を持って仕事ができたらと思います。

利用者様の立場に立って仕事をしていくことは、ほんとうに難しいことですが、初心を忘れず取り組んでいきたくし、仕事から生じるストレスともうまく付き合いながら、仕事をすすめていきたくと考えている今日この頃です。

平成17年度 県内児童相談所で処理した児童虐待件数：533件



児童虐待相談件数は依然として増加を続けていますが、県民の皆様や関係者の皆様の意識が高まり、発見、通告される割合が高まったためと言えるでしょう。

また、主な虐待者は実母の割合が高い（55.5%）ですが、これらは子育て支援を要する事例が多いことを示し、虐待は悪と捉えるのではなく、子育てしやすい環境こそが何よりも大切なことを確認させてくれる指標なのです。

つまり、発生予防の観点が必要で、皆で子育てを応援し助け合う風土を育みましょう。

<参考指標>

○ 虐待種別

種別 件数	身体的虐待	養育の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	222	186	22	103	533

○ 主な虐待者

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	159	297	25	6	46	533

○ 被虐待児の年齢

虐待者 件数	0～3歳 未満	3歳～学 前児童	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談件数	116	127	216	65	9	533